# 教育・保育の提供区域について

- 1 教育・保育の提供区域とは
  - ◆ 子ども・子育て支援事業計画と教育・保育提供区域 …【参考資料 1 P16~23 二】

# 子ども・子育て支援法 第61条 (市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 〇市町村は、国の基本指針に即して5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならない。
- 〇子ども・子育て支援事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

教育・保育提供区域ごとの各年度の

- ① 教育・保育の必要量の見込み
- ② "の提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの必要量の見込み
- ④ "の事業ごとの提供体制の確保の内容、実施時期

教育・保育	施設型給付	認定こども園
(①②)		幼稚園
		保育所
	地域型保育給付	小規模保育
		家庭的保育
		居宅訪問型保育
		事業所内保育
地域・子ども子育て支援事業		地域子育て支援拠点事業
(34)		一時預かり
		乳児家庭全戸訪問事業
		放課後児童クラブ(学童保育)
		など、13 事業

◎『教育・保育提供区域』は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定するもの (例:小学校区単位、中学校区単位、行政区単位 等)

…【参考資料1 P16 二-1】

◎子ども・子育て支援事業計画の中では、この区域ごとに「量の見込み」及び「提供体制」を設定する

# 2 教育・保育提供区域についての考え方

「本市における教育・保育提供区域」について議論するに当たっての考え方を次の4点に整理

- 1 施設認可の「需給調整の判断基準」とはなるが、区域外からの利用を制限するものではない ため、「校区」のような性質ではない
- 2 区域を設定する意味は、市域全体ではなく区域に分けてより細かい需給を検証すること

# **POINT**

例えば、市域全体で需給バランスが取れている ように見えるものも、区域で分けて見ると…

区域なし	1年目				
区場なし	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」		
①量の見込み	300人	200人	200人		
②確保の内容	300人	200人	200人		
2-1	0人	0人	0人		

需給バランスが取れていないケースが考えられる

区域A	<u>1年目</u>				
区以A	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」		
①量の見込み	200人	150人	150人		
②確保の内容	200人	50人	150人		
2-1	0人	▲100人	0人		

区域B	1年目				
区域D	「1号認定」	「2号認定」	「3号認定」		
①量の見込み	100人	50人	50人		
②確保の内容	100人	150人	50人		
2-1	0人	100人	0人		

3 区分けの数について、少な過ぎると需給の検証が大雑把になるが、多くなり過ぎると、 利用者の利用範囲と合わなくなり、実際の状況とのミスマッチを起こす

区域数	メリット	デメリット	
多	細かく需給を検証できる	実際の利用範囲・需給状況と ミスマッチを起こす	
少	需給調整の柔軟性が高い	大雑把にしか需給の検証が できない	

4 地域子ども・子育て支援事業の区域分けは、「需給調整の判断基準」という要素がある教育・ 保育の区域分けと違い、事業の性質や実施状況を踏まえ、「量の見込み」の算出の中で、適切 な区域数を検討していく

## 3 基本指針(案)に基づく区域検討の視点

# ①「需給調整の判断基準」…【参考資料 1 P16~17 ニー 1】

事業計画では、<u>区域ごとに</u>教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給を検証・計画する。 ⇒需給を計画する単位

#### ◆事業計画に記載するイメージ

۱ſ			1年目			2年目			3年目	
	〇〇区域	「1号認 定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認 定 3~5 保 必 あり あり	「3号認 定~2 6 保必あり あり	「1号認 定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認 2〜5 第〜5 第 の性 り	「3号認 定~2育要り の保必あり	「1号認 定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認 定~5 第一条 3 保必あり あり	「3号認 定~2 6 保必あり あり
П	①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
	② 確 保 施設	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	の 内 保育事業			20人			30人			50人
	2-1	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人

5年目						
「1号認 定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認 定~5 3~5 年要り あり	「3号認 定~2 の~2 解要り あり				
300人	200人	200人				
300人	200人	150人				
		50人				
0人	0人	0人				

区域を跨いでの利用に制限のかかるものではないが、需給を計画する際には、<u>できる限り区域内</u>で需給バランスが保てる区域分けを検討する必要がある。

# ②「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」

## …【参考資料1 P16~17 ニー1】

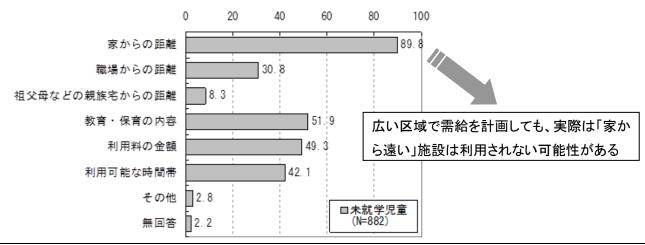
利用者にとっては、施設を選ぶ際の基準として、「家からの距離」、「職場からの距離」等があげられる(家⇔職場の通勤経路途中にあるかどうかも基準の一つであると考えられる)。

この点も考慮して、需給のバランスを損なわない程度に区分けすることが必要である。

#### 御殿場市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

## 問 17-1 利用する際の基準(複数回答)

定期的な教育・保育の事業を選ぶ際の基準は、「家から近い」が約9割(89.8%)を占め、保育内容や金額よりも 近隣の保育事業への利用意向が高いことが分かる。



#### 4 区域分けの案

- ◆ 分析の視点①「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」
- ◆ 分析の視点②「これまで培われてきたコミュニティを基本とする区域」
  - ・本市は、市誕生以前の旧町村(御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村、印野村、高根村)の範囲を 引き継いだ地区で分割され、各地区で運動会が開かれるなど、地区ごとの結びつきがみられる。
  - ・「御殿場市総合計画」においても、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民と行政が互いに役割を担い合って進めている。

上記の点より、下記6地域での区分を想定しています。

上記の	上記の点より、下記6地域での区分を想定しています。						
御殿場地域	高根 重整 面根 面根 面影場 同野 原里 富士岡	東西及び南北方向の幹線道路やJR御殿場線が交差する本市都市機能の中心的な市街地が形成 ◆人口:35,215人(市全体の39.4%) ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口:2,281人、6-11歳人口:2,096人					
富士岡地域	高根玉穂御殿場印野原里富士岡	JR御殿場線沿線の市街地と山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成 ◆人口:18,103人(市全体の20.3%) ※平成25年3月31日現在 ⇒うち、0-5歳人口:1,062人、6-11歳人口:1,283人					
原里地域	高根五穂御殿場印野原里富士岡	隣接する御殿場地域から連なる市街地と高速道路西側に集積する 工業地、地域西側の東富士演習場により構成 ◆人口:18,645 人(市全体の 20.9%) ※平成 25 年 3 月 31 日現在 ⇒うち、0-5 歳人口:1,160 人、6-11 歳人口:1,236 人					
玉穂地域	高根五穂 御殿場 印野 原里 富士岡	富士の裾野から市街地までを有し、地域東部に近年整備された地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館などの都市施設が集積 ◆人口:10,374人(市全体の11.6%) ※平成25年3月31日現在⇒うち、0-5歳人口:595人、6-11歳人口:550人					
印野地域	高根 高根 海殿場 原里 富士岡	広大な富士の裾野を有し、自然豊かな観光交流資源が集積 ◆人口: 2,104 人(市全体の 2.4%) ※平成 25 年 3 月 31 日現在 ⇒うち、0-5 歳人口: 121 人、6-11 歳人口: 122 人					
高根地域	高根玉穂御殿場印野原里富士岡	豊かな水と自然環境に恵まれ、田園地帯の中に集落を形成 ◆人口: 4,877 人(市全体の 5.5%) ※平成 25 年 3 月 31 日現在 うち、0-5 歳人口: 235 人、6-11 歳人口: 265 人					

# 5 各事業の区域設定について

	資料1 事業		事業の概要	区域	設定の考え方
	の NO.				
	_	教育・保育	施設型給付		分析の視点から
			地域型保育給付		
	1	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時		教育・保育事業との密接な関
			的に困難となった乳幼児について、主		連性から
			として昼間において、認定こども園、		
			幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点		
			その他の場所において、一時的に預か		
			り、必要な保育を行う事業		
	2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通		教育・保育事業との密接な関
			常の利用日及び利用時間以外の日及び		連性から
			時間において、認定こども園、保育所	<u>区</u>	
			等において保育を実施する事業	域	
	3	地域子育て支援	乳幼児及びその保護者が相互の交流を		現在の事業実態から
		拠点事業	行う場所を開設し、子育てについての		
抽			相談、情報の提供、助言その他の援助		
域			を行う事業		***************************************
<del>子</del>   ど	4	放課後児童クラ	保護者が労働等により昼間家庭にいな		現在の事業実態から
ŧ		ブ(学童保育)	い小学校に就学している児童に対し、		
· 子			授業の終了後に小学校の余裕教室、児		
育			童館等を利用して適切な遊び及び生活		
支			の場を与えて、その健全な育成を図る		
地域子ども・子育て支援事業	•		事業		
業	8	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所		事業の性質から
1			で、教育・保育施設や地域の子育て支		
3			援事業等の情報提供及び必要に応じ相		
3 事業			談・助言等を行うとともに、関係機関		
	9	+ 1 + 3 / 2+ 床 3人 木	との連絡調整等を実施する事業		古光の性所よう
	9	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査はして、①		事業の性質から
			め、妊婦に対する健康診査として、① 健康状態の把握、②検査計測、③保健		
			指導を実施するとともに、妊娠期間中	市	
			相等を美加することもに、妊娠期间中 の適時に必要に応じた医学的検査を実	市全域	
			施する事業	坝	
	10	乳児家庭全戸訪	性後4か月までの乳児のいる全ての家		 事業の性質から
	10	問事業	庭を訪問し、子育で支援に関する情報		ナ <b>ヘ</b> ツ 止 兄 (パソ)
		ロマナベ	提供や養育環境等の把握を行う事業		
	11	養育支援訪問事	養育支援が特に必要な家庭に対して、		事業の性質から
		業	その居宅を訪問し、養育に関する指		市では未実施のため、検討が
			導・助言等を行うことにより、当該家		必要
			庭の適切な養育の実施を確保する事業		

資料 1	事業	事業の概要	区域	設定の考え方
の NO.				
5	ファミリー・サ	乳幼児や小学生等の児童を有する子育		現在の事業実態から
	ポート・センタ	て中の保護者を会員として、児童の預		
	一事業	かり等の援助を受けることを希望する		
		者と当該援助を行うことを希望する者		
		との相互援助活動に関する連絡、調整		
		を行う事業		
6	子育て短期支援	保護者の疾病等の理由により家庭にお		市では未実施のため、検討が
	事業	いて養育を受けることが一時的に困難		必要
		となった児童について、児童養護施設		
		等に入所させ、必要な保護を行う事業		
		(短期入所生活援助事業(ショートス		
		テイ事業)及び夜間養護等事業(トワ		
		イライトステイ事業))		
7	病児・病後児保	病児について、病院・保育所等に付設		現在の事業実態から
	育事業	された専用スペース等において、看護		
		師等が一時的に保育等する事業	市	
12	実費徴収に係る	保護者の世帯所得の状況等を勘案し	全域	事業の性質から
	補足給付を行う	て、特定教育・保育施設等に対して保	150	
	事業	護者が支払うべき日用品、文房具その		
	(新規)	他の教育・保育に必要な物品の購入に		
		要する費用又は行事への参加に要する		
		費用等を助成する事業		
13	多様な主体の参	特定教育・保育施設等への民間事業者		事業の性質から
	入促進事業(新	の参入の促進に関する調査研究その他		
	規)	多様な事業者の能力を活用した特定教		
		育・保育施設等の設置又は運営を促進		
		するための事業		